

令和8年10月4日執行

柳川市議会議員一般選挙

立候補の届出及び選挙運動について

柳川市選挙管理委員会

立候補の届出について

(1) 立候補届出の種類

本人届出と推薦届出との2種類があります。

(2) 立候補届出期間及び受付場所

＊受付期間：告示日 9月27日（日）

＊受付時間：午前8時30分～午後5時

＊受付場所：柳川市役所柳川庁舎 4階 委員会室

ただし、午前10時以降は

柳川市選挙管理委員会（市役所柳川庁舎3階）で受付します。

※9月27日午前8時30分までに届出者が2人以上到着している場合は、くじにより届出順位を決定します。

(3) 候補者届出書等の記載要領

①候補者氏名

●戸籍簿に記載されている氏名（本名）を楷書で明確に記載し、ふりがなをつけること。

●通称認定申請を行う場合も、「候補者」欄は戸籍名で記載すること。

ただし、戸籍名に対応する常用漢字表等に記載された文字を使用することは、差し支えない。（例：濱→浜、澤→沢、眞→真）

②本籍

●戸籍謄本（抄本）の本籍地欄どおりに県名から正確に記載すること。

●数字は、アラビア数字（0，1，2，3…）を使用すること。

③住所

●住民票及び供託書の住所と一致（正確に記載すること）すること。

④生年月日

●戸籍謄本（又は抄本）と一致すること。

ただし、年齢は選挙の期日（10月4日）現在の満年齢を記入すること。

⑤党派

●所属党派証明書と一致すること。

●所属党派証明書がない場合は「無所属」と記載すること。

●無所属の場合は必ず「無所属」と記載すること。

⑥職業

●現在生計を維持するものを記載してください。（前議員、元議員は、職業ではないので注意願いたい）

●具体的な会社名等はなるべく記載しないこと。

●公職については、なるべく詳しく記載すること。

《記載例》柳川市議会議員、会社社長、団体役員、政党役員、会社員、弁護士など

●柳川市と請負関係にある者は、その旨を記載してください。

※柳川市と請負関係にある者で、当選人となった場合は、速やかにその請負をやめ、かつ当選人の告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会にその請負関係を有しなくなった旨の届け出をしないと当選を失います。

⑦一のウェブサイト等のアドレス

●アルファベットの大文字・小文字は、はっきり分かるように記載すること。

(4) 添付書類

①宣誓書

②供託証明書（事前審査までに法務局に供託のこと。供託金30万円）

③戸籍謄本または抄本（3か月以内のもの）

④住民票（3か月以内のもの）

⑤所属党派証明書（◇無所属の場合は不要）

⑥通称認定申請書（◇通称の使用を希望する場合のみ）

※候補者の印鑑は、すべての書類に必ず同じものを使用すること。

(5) 通称認定申請書

○次のものに通称（「柳川太郎」→「やながわ太郎」など戸籍名をかな書きにする場合を含む。）の使用を希望する場合は、候補者届出書に添えて「通称認定申請書」を提出してください。

①立候補届出等の告示

②新聞広告

③選挙公報

④投票記載所の氏名等の掲示

○通称使用を認定されますと、上記のものについて戸籍名を使用することはできません。

○その他（選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ、選挙事務所用の立札、看板）は、戸籍名、通称どちらを使用してもよい。

(6) 諸届出、報告書類

①選挙事務所設置届

②出納責任者選任届

※この届出がない場合、出納責任者が寄附を受けたり、支出したりできません。また、候補者本人が出納責任者となる場合も届出が必要です。

③選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書

●当該選挙の選挙権を有する者1人を、届け出ることができます。

※必ず本人の承諾が必要（署名又は承諾印）

●選挙の期日の3日前（10月1日）が届出期限ですが、事務手続があるため、できるだけ立候補届出と同時に提出をお願いします。

④選挙運動事務員等報酬を支給する者の届出書

●選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（うぐいす嬢など）及び手話通訳者に報酬を支給する場合は、届出が必要です。

●報酬を支給できる者の数や支給できる金額の制限があります。

(⇒P 1 2 参照)

※無届で支給したり支給後に届け出たりすると、買収の推定を受ける
こともあります。(人数や額を超えた場合も同様)

●労務者に報酬を支給する場合、届出は不要です。(ただし、金額の制限
があります。⇒P 1 2 参照)

労務者とは・・・選挙運動を行うことなく、単純な機械的労務（例
えば、ポスター貼り、葉書の宛名書きや発送、看
板の運搬、自動車の運転など）に従事する人。〔選
挙運動用自動車・船舶の運転手や船員を除く〕

(7) 立候補届出書及び添付書類の事前審査について

*日時：9月2日(水)～9月4日(金) 午前：9時～12時、
午後：1時30分～4時30分

*場所：柳川市役所柳川庁舎3階 第1会議室

※必要書類など

- ・(3) から(6) までの届出書類一式
- ・書類に押印した印鑑
- ・選挙公営書類
- ・選挙運動用ポスター(2部)
- ・選挙運動用ビラ(2部) ※作成する場合のみ必要
- ・選挙公報掲載申請書類
- ・写真(2枚)
- ・選挙公報掲載原稿(2枚)
- ・経歴書

(8) 公営物資・証明書類の交付(立候補受付時に交付、タスキは自前となります。)

*種類：①選挙運動用自動車・船舶表示	1枚
②拡声機用表示	1枚
③街頭演説用標旗	1枚
④乗車・乗船用腕章	4枚
⑤街頭演説用腕章	11枚
⑥候補者用通常葉書使用証明書	1枚
⑦選挙運動用通常葉書差出票	10枚
⑧新聞広告掲載証明書	2枚
受領書	1枚

*使用方法：「選挙運動について」参照。(次ページ)

選挙運動ができる期間：立候補受付が済んだときから投票日の前日まで

例外として、次のものは投票日当日でもできます。

- 選挙事務所を表示するために、その場所で、ポスター、立札及び看板の類を通じて3以内、ちょうちんの類1を掲示すること
- 適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと
(投票日当日の貼り替えはできない)
- ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画をそのままにしておくこと(投票日当日の更新はできない)

(1) 選挙事務所の設置

*設置数：候補者1人につき1か所

- 投票所を設けた場所の入口から300m以内にあるものは、投票日の前日までに閉鎖または移動すること。なお、1日に1回を超えて移動することはできません。
- 設置した場合は、「設置届」、移動した場合は「異動届」を提出してください。

*選挙事務所を表示する看板等

- ポスター、立札、看板の類〔350cm×100cm以内〕を合計して3以内
- ちょうちん〔高さ85cm×直径45cm以内〕1個

*休憩所等の禁止

- 休憩所その他類似施設は、選挙運動のために設けることはできません。

(2) 選挙運動用自動車

*台数：候補者1人につき1台

(※選挙管理委員会が交付する表示物をつけて運行すること)

*種類：乗車定員10人以下で車両総重量が3.5トン未満の自動車

*乗車制限：候補者、運転手を除き運動員4人以内

(※必ず、選挙管理委員会から交付された腕章を着用すること)

*自動車に掲示できる文書図画

- ポスター、立札、看板の類
規格：273cm×73cm以内
枚数：枚数制限なし
- ちょうちん
規格：高さ85cm×直径45cm以内
個数：1個

※広告塔、あんどんの類は認められません。

(3) 拡声機

- 使用できる数は、携帯用（ハンドマイク）のものを含め候補者 1 人につき 1 そろいです。
- 使用中は、選挙管理委員会が交付する表示物を取り付けること。
- このほか個人演説会（演説を含む）開催中は、その会場において別に 1 そろい使用できます。（この場合、表示板は不要）

(4) 選挙運動用通常葉書

- *枚数：候補者 1 人につき 2,000 枚以内
- *使用方法：選挙運動のために使用できます。
記載内容は自由。ただし、その内容が犯罪を構成する場合には、それぞれ法律の処罰対象になります。
- 他の候補者の選挙運動のためには使用できません。
- 譲渡禁止。

【日本郵便製葉書を使用する場合】

入手方法：立候補届出後、選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」（以下「使用証明書」という。）を日本郵便株式会社柳川郵便局に提示して、無償で受け取る。

発送方法：立候補届出後、選挙長が交付する「使用証明書」と「選挙運動用通常葉書差出票」（以下「差出票」という。）を葉書と一緒に日本郵便株式会社柳川郵便局の窓口に出す。

【私製葉書を使用する場合】

発送方法：立候補届出後、選挙長が交付する「使用証明書」を葉書と一緒に日本郵便株式会社柳川郵便局に提示して選挙用の表示を受け、「差出票」と一緒に日本郵便株式会社柳川郵便局の窓口に出す。

（⇒手続きについて、詳しくは「選挙運動用通常葉書のご利用案内」（日本郵便株式会社作成）をご参照ください。）

※投票日の前日までに相手方に届くよう発送すること。

- *同一世帯の複数の有権者に連名で出すことはできるが（「〇〇様御家族御一同様」も可）、「〇〇会社御中」「〇〇会社〇〇課ご一同様」等とした場合は、回覧、掲示の禁止に触れることになります。

(5) 選挙運動用ビラ

選挙運動用ビラを作成し、頒布することができます。

種類・枚数制限：候補者 1 人につき、2 種類以内で合計 4,000 枚以内

●サイズ：長さ 29.7 cm×幅 21 cm（A4 判）以内

●表面に、頒布責任者・印刷者の氏名、住所の記載が必要。

頒布には、あらかじめ選挙管理委員会に届け出をし、選挙管理委員会が交付する証紙をビラに貼らなければなりません。

頒布方法の制限：新聞折込みのほか、次の方法に限定されています。

- ・候補者の選挙事務所内
- ・個人演説会の会場内
- ・街頭演説の場所

（６）選挙運動用ポスター

＊掲示方法

- 公営ポスター掲示場（１５９か所）ごとに１枚掲示できます。
- 掲示する区画の番号は、候補者届出番号によります。
- 選挙運動期間中は、何度でも貼り替えることができます。（ただし、投票日当日は不可）

＊規格：長さ４２cm×幅４０cm以内

＊記載事項：ポスターの表面に掲示責任者の住所・氏名（自然人に限る）及び印刷者の住所・氏名（法人の場合は、法人名・所在地）を記載すること。

ポスターの記載内容については、虚偽事項や利益誘導に関することなどを記載しない限りいっさい自由であり、色刷りについても制限がなく、何色使用してもよい。

（７）新聞広告

選挙運動期間中、候補者１人につき有料（候補者の負担）で、２回まで選挙運動のため新聞広告を出すことができます。

＊掲載方法

- 立候補届出後、選挙管理委員会から交付する「新聞広告掲載証明書」と原稿を希望する新聞社に提出します。
- 記載内容についての制限はなく、候補者の政見や写真、第三者の推薦文などを記載してもよい。
- 候補者氏名は、通称使用を認定された場合、通称名に限られる。
- １回の広告スペースは、横９．６cm、縦２段組以内で、記事下に限定。
- 色刷りは不可。

(8) 個人演説会

- *開催回数に制限はない。
- *主催は候補者本人であること。
- *演説は候補者以外の者でもできる。
- *録音盤（テープレコーダー等を含む）を使用して演説することもできる。

<公営施設の利用の場合>

- 1施設につき1回に限り無料。（同一施設2回目からは有料）
- その他の機材の使用料は、候補者が実費を負担。
- 使用時間は有料・無料にかかわらず、1回につき5時間以内。
- 公営施設を利用して個人演説会を開催する場合は、「個人演説会開催申出書」により、開催日の2日前の午後5時までに選挙管理委員会に届出なければならない。（有料の場合も）

なお、同一の施設について、同時に2以上の開催申出をし、または既に申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできません。

●参考 個人演説会等の指定施設（公職選挙法第161条第1項第3号）

施 設 名	所 在 地
柳川農村環境改善センター	柳川市下宮永町132-1
就業改善センター	柳川市久々原126-3
蒲池農村環境改善センター	柳川市矢加部251-3
柳川総合保健福祉センター水の郷	柳川市上宮永町6-3
柳川むつごろうランド	柳川市橋本町389
柳川あめんぼセンター	柳川市一新町3-1
大和漁村センター	柳川市大和町中島385

●その他主な公営施設

施 設 名	所 在 地
柳川市民文化会館	柳川市上宮永町43-1
柳河ふれあいセンター	柳川市新町5-2
城内コミュニティ防災センター	柳川市本町53-1
矢留うぶすな館	柳川市矢留本町150
有明まほろばセンター	柳川市有明町1490
豊原コミュニティセンター	柳川市大和町豊原138-1
六合コミュニティセンター	柳川市大和町六合1677
大和コミュニティセンター	柳川市大和町明野426-1
皿垣コミュニティセンター	柳川市大和町栄1495-3
有明コミュニティセンター	柳川市大和町皿垣開560-1
藤吉コミュニティセンター	柳川市三橋町高畑256

矢ヶ部コミュニティセンター	柳川市三橋町柳河 4 3 1－1
二ツ河コミュニティセンター	柳川市三橋町木元 5 7
垂見コミュニティセンター	柳川市三橋町垂見 1 5 8 3－2
中山コミュニティセンター	柳川市三橋町中山 7 9 4－2
小・中学校などの学校施設	

< 公営施設以外の施設を使用する場合 >

公営施設以外の施設を利用する場合は、施設所有者との合意により自由に利用できます。（※町内公民館、行政区公民館は、公営施設にあたらない。）

* 個人演説会会場における文書図画の掲示

① 会場内部

ポスター、立札、看板の類・・・数及び規格の制限なし。

ちょうちん・・・1 個（会場内か会場外のいずれかに 1 個）

高さ 8 5 c m × 直径 4 5 c m 以内

② 会場外部

ポスター、立札、看板の類・・・合計して 2 以内。

縦 2 7 3 c m × 横 7 3 c m 以内（縦横自由）

ちょうちん・・・1 個（ただし、会場内に掲示した場合は会場外には
掲示できない） 高さ 8 5 c m × 直径 4 5 c m 以内

※ポスター、立札、看板の類とちょうちんについては、掲示責任者の氏名及び住所を記載すること。

（ 9 ） 街頭演説

* 演説者がその場にとどまり、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて行ってください。

* 道路を歩行しながら、または、自動車や自転車で走行しながら演説することとはできません。（「流し演説」はできない）

* 停車した選挙運動用自動車の上でもすることができます。

* 時間は、午前 8 時から午後 8 時までの間。

* 街頭演説で選挙運動に従事できる者は、候補者、運転手（1 人）を除き 1 5 人以下に限られ、一定の腕章を着けなければなりません。

〔腕章〕 乗 車 章 4 枚

選挙運動員章（街頭演説用腕章） 1 1 枚

* 学校・病院等の周辺では、静穏を保持するよう努めてください。

* 長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めてください。

* 録音盤（テープレコーダー等を含む）を使用して演説することもできます。

(10) 連呼行為

①原則としてできない。ただし、次に掲げる場合はできる。

●個人演説会の会場及び街頭演説（演説を含む）の場所においてする場合。

●選挙運動用自動車の上において午前8時から午後8時までの間にする場合。

②街頭演説の場所又は選挙運動用自動車の上において連呼する場合には、選挙運動員章又は乗車章を着用しなければなりません。（候補者は、これらの腕章を着ける必要がない。）

(11) インターネット選挙運動

○電子メールを使った選挙運動（候補者のみ可能）

※選挙運動用電子メールの送信を求め、同意をした者等に対しての送信に限られる。

※選挙運動用電子メールを送信するに当たっては、以下を表示すること。

①選挙運動用電子メールである旨

②選挙運動用電子メールの送信者の氏名

③選挙運動用電子メール送信者に対し、送信拒否通知を行うことができる旨

④送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

※一般有権者は、電子メールを使って選挙運動をすることができない。

※一般有権者は、受信した選挙運動用電子メールを他人に転送することはできない。

○ウェブサイト等を使った選挙運動

*電子メールアドレス等をわかりやすく表示しておくことが原則。

*投票日の前日まで更新することができ、選挙当日もそのままの状態にしておくことができる。

*ウェブサイト等の表示画面を紙に印刷して頒布することはできない。

		候補者	一般有権者
① 電子メール	選挙運動用電子メールの送信	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した 選挙運動用電子メールの送信	○	×
② ウェブサイト等	ホームページ、ブログ等	○	○
	SNS（フェイスブック、エックス等）	○	○
	ユーチューブ等の動画配信	○	○

詳しくは、総務省ホームページ（【総務省 インターネット選挙運動の解禁に関する情報】で検索）にてご確認ください。

(12) 誰でも自由にできるもの

- ①選挙運動用として表示を受けた葉書を候補者からもらって知人や友人に推薦状として出すこと。(必ず、日本郵便株式会社柳川郵便局の窓口に出票を添えて差し出すこと。)
- ②選挙運動用として表示を受けた葉書に推薦人として名前を出すこと。
- ③法定の新聞広告に推薦人として名前を出すこと。
- ④個人演説会で応援演説をすること。
- ⑤街頭演説で応援演説をすること。(一定の腕章<前述>を着けること)
- ⑥幕間演説をすること。
- ⑦個々面接で投票依頼をすること。
- ⑧電話で投票依頼をすること。

(注) 1 選挙運動ができるのは、立候補届出の手続きが終わったときから投票日の前日までです。

2 国家公務員や地方公務員、その他特定の人には制限されている。

3 18歳未満の者は禁止されている。

4 選挙事務関係者は禁止されている。

その他

飲食物の提供

- (1) 湯茶のほかは通常用いられる程度の菓子（茶菓子程度）以外は提供できません。
- (2) 選挙運動の期間に限り、選挙運動に従事する者及び労務者に対してのみ弁当を支給することができますが、その支給は45食（1日3食×15人）に選挙運動期間の日数を乗じた範囲内（315食）に限られている。
- 1人1食分1,500円以内（1日4,500円以内）かつ
 $1,500\text{円} \times 3\text{食} \times 15\text{人} \times 7\text{日} = 472,500\text{円以内}$
- (3) 茶菓料 1日につき1,000円以内の実費額。
- (4) 選挙事務所で食事する場合又は運動員及び労務者が携行するために、選挙事務所において提供する場合のみ許される。

選挙運動に従事する者等に対する実費弁償及び報酬の支給

- (1) 報酬を支払うことができる者（⇒P3(6)④参照）は、1日9人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が45人以内）
- ①車上運動員 1日 20,000円以内
 - ②事務員 1日 15,000円以内
 - ③手話通訳者 1日 20,000円以内
- (2) 労務者 1日 10,000円以内
- ※ただし、弁当を提供した場合には、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額となります。

連座制

対象となる者

- (1) 総括主宰者

候補者のための選挙運動の行われる全地域にわたり選挙運動の中心勢力となり、ある期間継続して選挙運動に関する諸般の事務を総括して指揮する人のこと。「選挙参謀」、「選挙事務長」などといわれる人たちのこと。

- (2) 出納責任者

届出は出されないものの、候補者または、正式の出納責任者と意志を通じて、選挙運動費用（選挙の種類によって変わる）の法定限度額の2分の1以上に相当する額を支出した、事実上の出納責任者も含む。

(3) 地域主宰者

選挙区を3以内の地域に分けて選挙運動をした場合、その地域を候補者及び(1)より主宰者として定められた者。

(4) 候補者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で、候補者及び(1)、(3)と意思を通じて運動した者。

(5) 候補者の秘書で、候補者又は(1)、(3)と意思を通じて選挙運動した者。

(6) 組織的選挙運動管理者

(ア) 選挙運動の計画の立案、調整を行う者

(イ) 選挙運動を行う者の指揮、監督(ポスター貼り、電話作戦等の動員)を行う者

(ウ) その他の運動(車や弁当の手配)を行う者

※組織とは・・・企業、団体、組合、自治会、同窓会等、本来政治活動や選挙運動以外の目的で存在している組織でも、組織により選挙運動が行われた場合は、連座制が適用される「組織」とみなされます。

出納責任者の権限及び職務について(会計帳簿の備付と収支報告)

候補者等から選任された出納責任者は、次の権限及び職務を行う。

職務として①支出権限を持ち、②立候補準備のために要した支出の精算③会計帳簿の備付および記載④寄付に関する明細書の受理⑤支出についての領収書等の徴収および送付の受理⑥選挙運動に関する収入および支出の報告書の提出などがある。

出納責任者の選任については、必ず選挙管理委員会への届出が必要で、また異動が生じた時も、直ちに届け出ること。

選挙運動に関する収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関する収支報告書を、**10月19(月)までに**選挙管理委員会へ提出しなければならない。(※選挙の期日から15日以内の提出義務)

(1) 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動費用に加算されない。

(選挙運動に算入されないもの・・・公職選挙法第197条参照)

(2) 日本郵便製葉書を使用する場合は印刷費のみが、また私製葉書を使用する場合は、紙代と印刷費は選挙運動費用に算入される。

(3) 公営により、選挙運動用ポスターの作成費が市から負担される場合でも、当

該作成費は選挙運動費用に算入しなければならない。しかし、市負担分を収入として計上してはならない。

(4) 寄附のうち現物(米、野菜類)を受け取った場合、その品を現金換算すること。

※報告書には、収入については寄附その他の収入で寄附をした者の氏名、住所、職業、金額及び年月日など、支出については、支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日を記載し、かつ領収書その他の支出を証する書面の写し(領収書その他の支出を証する書面を受け取られなかった事情があったときは、その旨および支出の金額、年月日、目的を記載した書面)の添付が必要である。

選挙運動費用の制限

○選挙運動費用の制限額(※告示日に決定)

法定制限額＝_____円

法定制限額＝

(告示の日におけるその市区町村の選挙人名簿登録者総数) ÷ 議員定数 × 人数割額 + 固定額
_____人 ÷ 19人 × 501円 + 220万円

<参考> 令和8年6月1日現在の選挙人名簿登録者数での試算 3,551,900円

$51,268 \div 19 \times 501 + 2,200,000 = 3,551,856$

(※100円未満端数切上げ)